

## 就職支度金制度

就職支度金制度とは、当法人の職員募集に直接応募して就職された方に支給するものです。

### 1. 支給対象者

就職支度金対象者は、制度期間中に雇入れされた正職員の内、入職時に満 50 歳以下で、介護職員、看護職員、介護支援専門員、生活相談員のいずれかにあり、かつ以下のいずれかに該当する者となります。

- (1) 当法人のホームページや募集広告の職員募集に応募して正職として採用された者
- (2) 当法人職員の紹介により正職として採用された者
- (3) ハローワークや福祉人材センターからの紹介により正職として採用された者

**※紹介業者や派遣業者、及び紹介料が発生するポータルサイト経由で採用となった者は除く。**

例) 紹介業者からの紹介で採用された者…支給なし

派遣から正職登用で採用された者…支給なし

当会独自の支度金制度の記載がない web 媒体経由で採用された者…支給なし

ハローワークから応募して採用された者…支給あり

直接電話やメール・ホームページ応募フォームから応募して採用された者…支給あり

カムバック採用で支給された者…支給あり

※カムバックは、退職して 1 年以上経過した者に限る。

### 2. 支給金額

以下のいずれかとなります。

①就職に伴う転居（引越し）をした者…10 万円

※転居先が、白熊会から直線距離 2 km 圏内の者。

もしくは転居をしたことで、地下鉄七隈線のみが通勤手段となる者。

※原則、入職日前後一ヶ月に転居した者。

②就職に伴う転居（引越し）がない者…6 万円

※居住地は問わない。

### 3. 支給日

- ・入職して満 3 か月経過後初めての賞与支給時に振り込み。